

# 生活情報 掲示板

15日(水)～31日(金)  
年末火災予防運動

「消したかな」

あなたを守る 合言葉

年末の慌ただしさから、火災を起こしてしまうことがあります。年末を無火災で過ごし、明るい新年を迎えましょう。

## 防火のポイント

○家庭に住宅用火災警報器を備えましょう。

○ガスこんろ

は過熱防止  
付きを選び  
ましょう。

○カーテンや

じゅうたんは防災製品を選びましょう。

○ストーブの上に洗濯物を干すのはやめましょう。

○たき火をする前には周囲に水まきをして、消火の準備をしておきましょう。

問い合わせ先 消防本部予防課  
(☎0848(64)5927  
☎0848(64)5911)



## 高齢者の障害者控除 対象者の認定

精神や身体に障害のある65歳以上の人で、身体障害者手帳などを持っていない場合で

も、その程度が身体・知的障害者認定基準に準じていれば、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。

申請場所 社会福祉課(市役所本庁1階)

※診断書、または民生委員の意見書が必要な場合があります。

問い合わせ先 社会福祉課  
(☎0848(67)6060  
☎0848(64)2130)

## 門松カードの配布方法 が変わりました

毎年、12月の新聞折り込みなどで各戸配布していた門松カードは、今年度から窓口で配布となりました。必要なのは、次の場所で受け取ってください。

配布期間 1日(水)～28日(火)

配布場所 農林水産課(市役所本庁5階)、各支所の産業建設課

問い合わせ先 緑化推進委員会事務局(農林水産課内)  
(☎0848(67)6081)

## 市有地を分譲しています

◆明神二丁目・四丁目、田野浦二丁目(明神土地区画整理地内)Ⅱ6区画

◆宮浦六丁目(宮浦土地区画整理地内)Ⅱ6区画

整理地内)Ⅱ1区画  
◆糸崎三丁目(第二中学校跡分譲地)Ⅱ4区画

◆小泉町玉城地区Ⅱ19区画

◆大和町和木(和木団地)Ⅱ4区画

※そのほか、28か所の売却可能な市有地についても市ホームページに掲載しています。

問い合わせ先 管財課(☎0848(67)6012)

## 成年後見制度講演会 と個別相談会

①11日(土)中央公民館

②18日(土)大和保健福祉センター

③25日(土)本郷生涯学習センター

※時間はいずれも14時～16時。

内容 認知症や障害などで、判断能力が不十分な人の権利と財産を守る成年後見制度や、それに関連する遺言・相続などについての講演

※講演終了後、希望者には、相談会を実施。

講師 元公証人 堀西修さん

定員 ①150人(先着順)②60人(先着順)③80人(先着順)

※相談会の定員は、各5人(申し込み先着順)です。

参加費 無料

申し込み先 高齢者福祉課  
(☎0848(67)6055  
☎0848(64)2130)

木造住宅の耐震診断費用の一部を補助します

対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

補助要件 対象建築物の所有者で、市が登録した資格者に依頼して行う耐震診断

補助額 費用の3分の2以内の額(上限2万円)

問い合わせ先 建築課(☎0848(67)6122  
☎0848(64)6057)



## 宝くじ助成事業が完了

この事業は、宝くじの収益金を財源とし、自治総合センターが地域のコミュニティ活動に助成を行う事業です。

今年度は、幸崎町防災会が防災資機材を整備しました。

問い合わせ先 市民生活課  
(☎0848(67)6066  
☎0848(67)6164)



宝くじは、広く社会に役立てられています。

## みんなで育てるエコの森カレンダーを配布

地球温暖化防止に役立つエコのタネが満載。毎月の電気やガソリンなどの使用量からCO<sub>2</sub>排出量がチェックできる環境家計簿も付いています。



先着300人には、エコ電球をプレゼント

配布場所 環境政策課(市役所本庁4階)、各支所の地域振興課  
問い合わせ先 環境政策課(☎0848(67)6194)



# くらしの無料相談窓口

- みはら一日若者しごと館 毎週月曜日 12時～17時  
(予約・問い合わせは青少年女性課☎0848④9234)
  - 人権相談 31日を除く毎週火・金曜日 10時～16時、9日(木) 13時～16時(人権推進課☎0848⑦6044)
  - 女性相談 23日、29日～31日を除く月～金曜日 9時30分～16時(☎0848⑥0122)
  - 児童相談 29日・31日を除く毎週月・水・金曜日(22日は要予約) 9時～16時(☎0848⑥0121)  
(いずれも社会福祉課☎0848⑦6060)
  - 心配ごと相談所 31日を除く毎週火・金曜日 13時～16時
  - 不動産相談 9日(木) 10時～15時
  - 療育・教育相談 6日(月)・27日(月) 13時～16時
  - 戦没者遺族相談 2日(木)・16日(木) 13時～16時
  - 行政相談 17日(金) 13時～16時
  - 成年後見専門相談 9日(木) 14時～16時(要予約☎0848③319)
- (いずれも社会福祉協議会☎0848③0570)

ところ サン・シープラザ(3・4階)

- 本郷地域センター心配ごと相談 29日を除く毎週水曜日 13時～16時(本郷福祉センター内☎0848⑧3607)
- 久井地域センター心配ごと相談 1日(水) 9時～12時、15日(水) 9時～15時(久井保健福祉センター内☎0847③27101)
- 大和地域センター心配ごと相談 3日(金)・17日(金) 9時～12時(大和人権文化センター内☎0847③1308)、10日(金)・24日(金) 9時～12時(大和保健福祉センター内☎0847③41214)
- 学校生活・勉強などの悩みについての相談 三原ふれあい相談 18日・23日、29日～31日を除く月～土曜日 9時～17時45分(土曜日は8時30分～17時15分)(リージョンプラザ内☎0848④7201)
- 児童虐待通告窓口(子育て支援課☎0848⑦6088)
- 人権ホットライン(電話相談) 23日、29日～31日を除く月～金曜日 8時30分～17時15分  
子どもの人権110番(☎0120-007-110)  
女性の人権ホットライン(☎0570-070-810)
- 県生活センター(電話相談) 23日、29日～31日を除く月～金曜日 9時～12時、13時～16時  
消費生活相談(☎082-223-6111)  
県民・交通事故相談(☎082-223-8811)
- 暴力相談(電話相談) 23日、29日～31日を除く月～金曜日 8時30分～17時  
暴力追放広島県民会議(☎082-228-5050)
- 県介護予防研修相談センター(電話相談) 23日、29日～31日を除く月～金曜日 9時～16時30分  
認知症・高齢者の権利擁護相談(☎082-254-3434)  
高齢者の福祉用具・住宅改修相談(☎082-254-1166)
- 弁護士法律相談 尾道地区弁護士会 8日(水)・22日(水)(いずれも要予約 収入による利用条件があります。予約は直接弁護士会☎0848②4237へ)  
三原市無料法律相談 17日(金)リージョンプラザ南館(要予約 6日(月)8時30分から受け付け 市民生活課☎0848⑦6178)
- 司法書士法律相談(電話相談) 23日、27日～31日を除く月～金曜日 12時～15時  
広島相談センター(☎082-511-7196)
- 法テラス広島(法的トラブルの解決法・窓口の案内) 23日、29日～31日を除く月～金曜日 9時～17時  
広島地方事務所(☎050-3383-5485)

相談日変更の場合などがあります。事前に確認してください。

## 航空機の騒音測定結果

2010年10月

所管	調査地点		WECPNL (月間値)
空港対策	正広局	本郷町善入寺正広	63.7
環境保全	本郷局	本郷町船木川西上	64.1

広島空港周辺航空機騒音測定(常設置局)10月分の結果通知が、県空港振興課からありましたので、お知らせします。

### 地上デジタル放送の準備は早めに

地上アナログ放送は、来年7月に、地上デジタル放送に完全移行します。移行に伴い、一部助成や個別相談会を行います。  
【アパート・マンションの地デジ対策に助成制度】  
集合住宅の共聴施設のデジタル化対応にあたり、費用の一部を国が助成します。  
申請期限 28日(火)まで  
対象 一世帯当たりの経費負担が、3万5千円以上の場合

助成額 費用の2分の1以内  
※工事前の申請が必要です。  
問い合わせ先 デジサポ広島  
助成金相談窓口(☎082・249・7451)

- ◆20日(月) 10時～12時 大和支所
  - ◆20日(月) 14時～16時 久井支所
  - ◆21日(火) 10時～15時 本郷支所
  - ◆22日(水)・24日(金) 10時～15時 中央公民館
- 問い合わせ先 デジサポ広島  
(☎082・553・0101)

### 11日(土)～20日(月)は 年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

交通ルールとマナーを守り、安全運転を!

#### <運動の重点>

- 飲酒運転の根絶
- 全座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 反射材などの活用による夕暮れ時や夜間の交通事故防止

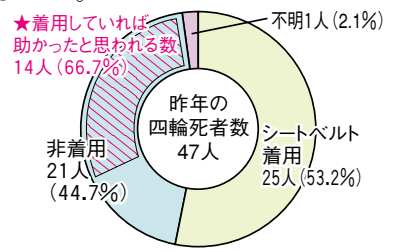
三原警察署管内の交通事故 (1月～10月)

	今年	昨年
事故件数	465件	493件
死者数	6人	4人
負傷者数	618人	603人

#### ☆シートベルトの着用は、あなたの命を守ります

平成20年6月から、後部座席のシートベルト着用も義務付けられました。

県内の昨年における四輪乗車中の死者のうち、シートベルトをしていれば助かったと思われる命は、非着用者の約6割にのぼります。



問い合わせ先 市民生活課 (☎0848⑦6179)